

秋田県環境保全センターD区処分場 維持管理計画書

1. 維持管理計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第2項第7号の規定に基づき、最終処分場の維持管理計画を策定する。

2. 技術管理者の選任及び責務

維持管理計画書に基づいて、廃棄物の適正処理を行うために十分な知識・経験を有する者を技術管理者として選任する。

- 1) 技術管理者は、この維持管理計画書に定められた事項を確実に遂行し、また作業者に必要な教育及び指導を行うこととする。
- 2) 技術管理者は、正常な操業の維持が困難であり、もしくは支障をきたすおそれのある時は、公害防止及び保安に留意して、速やかに設備の改善等必要な措置をとる。

3. 廃棄物の受け入れ前の確認

廃棄物の受け入れに際しては、あらかじめ搬入廃棄物の種類、性状及び量、搬入車両の登録番号、排出事業者、搬入者の住所、氏名、搬入期間等を記載した使用許可申請書を秋田県保健所に提出させ、内容を確認する。

- 1) 事業者から排出される廃棄物の受け入れに際しては、必要に応じ、あらかじめ含有される有害成分の分析値のほか、溶出試験結果等廃棄物の性質を示す必要なデータを入手し、事業内容に定めた廃棄物の種類及び性状に合致していることを確認し、受け入れの適否を判断する。
- 2) 廃棄物の受入れ基準は、表－1に示す「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第5号）に定める基準並びに表－2に示す「秋田県環境保全センター管理規則」（昭和51年、秋田県規則第47号）に定める種類及び性状に合致するものとする。

表－１「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に定める基準

項目	判定基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005 mg/l 以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/l 以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/l 以下
有機燐化合物	1 mg/l 以下
六価クロム化合物	1.5 mg/l 以下
砒素又はその化合物	0.3 mg/l 以下
シアン化合物	1 mg/l 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下
四塩化炭素	0.02 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下
シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下
チウラム	0.06 mg/l 以下
シマジン	0.03 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下
ベンゼン	0.1 mg/l 以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下

表－２「秋田県環境保全センター管理規則」で定める廃棄物の受入基準

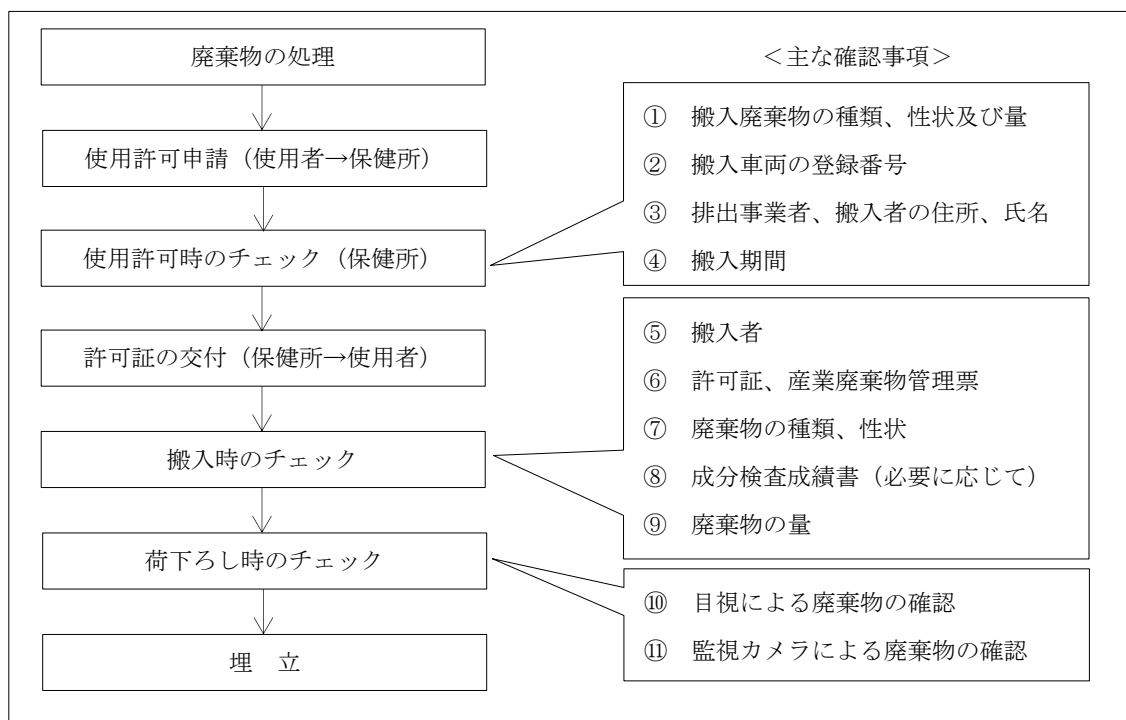
種類	性状
燃え殻	安定無害化したもので含水率が 80 パーセント以下のもの
汚泥	無機性の汚泥にあつては安定無害化したもので含水率が 80 パーセント以下のもの、有機性の汚泥にあつては安定無害化したもの。ただし、含水率が 80 パーセントを超える有機性の汚泥については、知事が認めるものに限る。
廃プラスチック類	
紙くず	
木くず	
繊維くず	
ゴムくず	
金属くず	
ガラスくず及び陶磁器くず	
コンクリートくず及びがれき類	
鉱さい	安定無害化したもの
ダスト類	安定無害化したもので、含水率が 80 パーセント以下であり、かつ、飛散しないよう措置を講じたもの
廃石綿等(特別管理産業廃棄物に限る。)	大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包したもの

４．搬入時の廃棄物の確認

搬入された廃棄物については、排出事業者の確認と受け入れ品目以外の物の混入を避けるために、下記のように管理する。

- １）車両が施設へ入場する前に、搬入された物が最終処分できる品目であるかを確認し、処分できない品目の廃棄物が確認された場合には受け入れない。
- ２）最終処分できる品目以外の廃棄物が混入して搬入されないよう、排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にする。
- ３）排出事業者及び搬入品目については、常に使用許可証、廃棄物管理票等で確認し、これらが不明の場合は当該廃棄物を受け入れないこととする。
- ４）現場に設置する監視カメラにより、チェック体制を強化する。
- ５）廃棄物を受入れた時は、日時、事業者名、廃棄物の種類、量などについて記録する。

前項の「廃棄物の受け入れ前の確認」及び本項「搬入時の廃棄物の確認」の確認の流れを以下のフローシートに示す。



5. 廃棄物の搬入時間及び方法

1) 搬入時間

午前8時30分から正午、午後1時から午後4時

2) 搬入方法

搬入車両及び日当たりの搬入台数は以下のとおりとする。

搬入車両最大 20t 車両、搬入台数約 200 台/日

3) 搬入ルート

廃棄物搬入ルートは、図－1 に示すとおりとする。



図－1 廃棄物の搬入ルート

6. 維持・管理計画

1) 記録及び保存

- ① 施設の維持管理に関する点検、検査等の記録を作成する。
- ② 埋立地の状況を3ヶ月に1回以上、同一の位置から写真撮影し、進行状況を把握する。
- ③ 処分事項を記録する帳簿、作業日誌の備付けと記録記載を行い、廃止までの期間、保存する。
- ④ ①及び②に規定する記録等並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の8に規定する帳簿については、年度ごとに取りまとめ閉鎖し、閉鎖後5年間保存する。
- ⑤ 交付された産業廃棄物管理票(マニフェスト)は5年間保存する。
- ⑥ ①から④までに規定する記録等は、求めがあった場合には速やかに提示できるよう、管理事務所等に備えるなど、情報の公開を行う。

2) 施設の維持・管理

- ① 最終処分場の周辺には、関係者以外の立ち入りを禁止するために立ち入り防止柵を設置し、入口には門扉を設置して受入れ時間外は施錠する。
- ② 技術管理者は、各設備を定期的に点検し、機能の維持及び環境汚染の防止に努める。
- ③ 担当職員は、当該施設を毎作業日巡視し、異常の有無を作業日誌に記録する。ま

た、異常を発見した場合には速やかに技術管理者に報告する。

- ④ 大量の降雨時、融雪時、地震後等には、施設の巡回を強化するとともに、必要に応じ排水、浸出水及び地下水の水量・水質の測定を行い、その結果を記録する。
- ⑤ 斜面崩壊が発生するおそれが生じた場合は、直ちに公害防止及び保安確保のための必要な措置を講じる。
- ⑥ 埋立作業
 - イ 廃棄物が風雨等により、埋立地の外に飛散・流出しないように、場内管理者が散水又は適切な敷き均し・締め固めを行う。
 - ロ 埋立処分は、廃棄物の種類及び性状を確認しながら計画的に行う。
 - ハ 埋立地の形状を変更したり、あるいは最終処分場の計画埋立高を超えたりして廃棄物を埋立処分しない。
- ⑦ 貯留堰堤

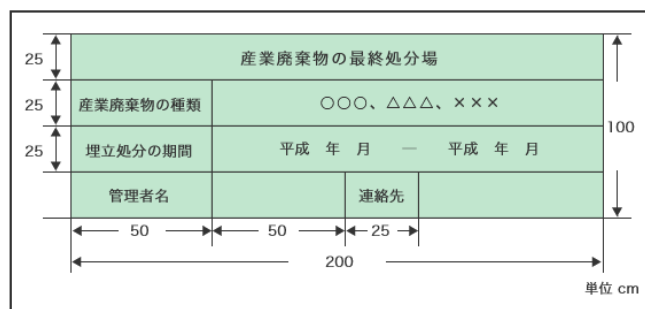
埋立廃棄物の流出を防止するための貯留堰堤を月 1 回以上点検し、貯留堰堤に異常が認められた場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講じる。
- ⑧ 遮水工

廃棄物の保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工を月 1 回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講じる。
- ⑨ 雨水排水路

埋立地周囲の地表水が、埋立地へ流入するのを防止するために設けられた雨水排水路の機能を維持するため、雨水排水路等に堆積した土砂等を除去する。
- ⑩ 地下水

地下水を定期的に監視し、排水量、色、流出土砂量等の異常が認められた場合には、その原因を調査し必要な改善措置を講じる。
- ⑪ ガス抜き管

発生ガスの防止は、処分場内にガス抜き管を設置し、常に機能が発揮できるよう点検・整備する。
- ⑫ 表示等
 - イ 最終処分場の入り口部には、次のとおり「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号)に定められた様式の掲示板を設置する。
 - ロ 掲示板その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えるなど必要な措置を講じる。
 - ハ 掲示板その他の設備が破損した場合は、直ちに補修する。



⑬ 処分地を表示する区域杭

処分地を表示する区域杭を設置し、常に区域が明確になるよう管理する。

⑭ 門扉等

イ 作業終了時及び作業員が不在のとき、みだりに人が最終処分場に立ち入れないようにする。

ロ 門扉が破損した場合、直ちに修復する。

⑮ 管理棟等

管理棟、計量設備、洗車設備を管理し、適切な施設の運営が行えるようにする。

7. 水質汚濁の防止に関する事項(放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値及び水質の測定頻度に関する事項)

1) 浸出水処理施設

- ① 浸出水及び放流水の量は定期的に調査し、水質を分析・記録する。
- ② 放流水の水質検査項目及び検査頻度は表－3 に、放流水の維持管理基準は表－4 に示すとおりとする。
- ③ 原水の水質検査項目及び検査頻度については、表－5 に示すとおりとする。
- ④ 浸出水処理施設や浸出水及び濁水調整池の状態を定期的に点検し、異常が生じた場合には速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

2) 埋立区画

埋立区画からの浸出水の漏水の有無を確認するため、地下水の水質を定期的に検査する。

- ① 地下水の水質検査は、定期的に地下水集排水管出口、処分場上下流の観測井戸及び淀川簡易水道水源井戸で行う。(図－2 モニタリング位置図参照)
- ② 地下水の検査項目及び検査頻度は表－6 に示すとおりとする。
- ③ 地下水の電気伝導率及び塩化物イオン濃度については、月1回以上測定し、かつ記録する。
- ④ 地下水の水質検査で異常が生じた場合には、速やかにその原因を調査し、必要な措置を講じる。
- ⑤ 廃棄物の保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工を月1

回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を講じる。

⑥ 毎年、埋立地の残余容量の確認を実施し、計画的な埋立を行う。

表－３ 放流水の水質検査項目と検査頻度

検査対象	検査項目	検査頻度
放流水	pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、窒素含有量、リン含有量、塩化物イオン、電気伝導率(9項目)	年12回以上
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量(7項目)	年2回以上
	アルキル水銀化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物(28項目)	
	ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン(4項目)	年1回以上

表－４ 放流水の維持管理基準（生活環境保全のため達成することとした数値）

	項目	維持管理基準値
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	10 mg/1 以下(平均 5 mg/1 以下)
	化学的酸素要求量(COD)	20 mg/1 以下(平均 10 mg/1 以下)
	浮遊物質(S)	10 mg/1 以下(平均 5 mg/1 以下)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5 mg/1 以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂)	30 mg/1 以下
	フェノール類含有量	0.5 mg/1 以下
	銅含有量	1.0 mg/1 以下
	亜鉛含有量	2 mg/1 以下
	溶解性鉄含有量	10 mg/1 以下
	溶解性マンガン含有量	10 mg/1 以下

	クロム含有量	2 mg/1 以下
	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
	窒素含有量	10 mg/1 以下(平均 5 mg/1 以下)
	リン含有量	16 mg/1 以下(平均 8 mg/1 以下)
有害物質	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/1 以下
	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/1 以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/1 以下
	有機リン(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	0.5 mg/1 以下
	六価クロム化合物	0.2 mg/1 以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/1 以下
	シアン化合物	0.1 mg/1 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/1 以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/1 以下
	四塩化炭素	0.02 mg/1 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/1 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/1 以下
	シス 1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/1 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/1 以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/1 以下
	チウラム	0.06 mg/1 以下
	シマジン	0.03 mg/1 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/1 以下
	ベンゼン	0.1 mg/1 以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/1 以下
	ほう素及びその化合物	10 mg/1 以下
	ふっ素及びその化合物	8 mg/1 以下
	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で 100 mg/1 以下
	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/1 以下

表－５ 原水の水質検査項目と検査頻度

調査対象	調査地点	検査項目	検査頻度
浸出水 (原水)	浸出水調整池	pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、大腸菌群数、窒素含有量、リン含有量、塩化物イオン、電気伝導率(16 項目)	年 2 回
		アルキル水銀化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物(28 項目)	

表-6 地下水の水質検査項目と検査頻度

調査対象	調査地点	検査項目	検査頻度
地下水	地下水集排水管出口	pH、塩化物イオン、電気伝導率(3項目)	年12回
		アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(28項目)	年4回
		ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン(4項目)	
	観測井戸	pH、塩化物イオン、電気伝導率(3項目)	年12回
		アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(28項目)	年2回
		ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン(4項目)	
	淀川簡易水道水源井戸(古種沢川)	pH、塩化物イオン、電気伝導率(3項目)	年2回
		アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(28項目)	
		ダイオキシン類、ニッケル、アンチモン、モリブデン(4項目)	

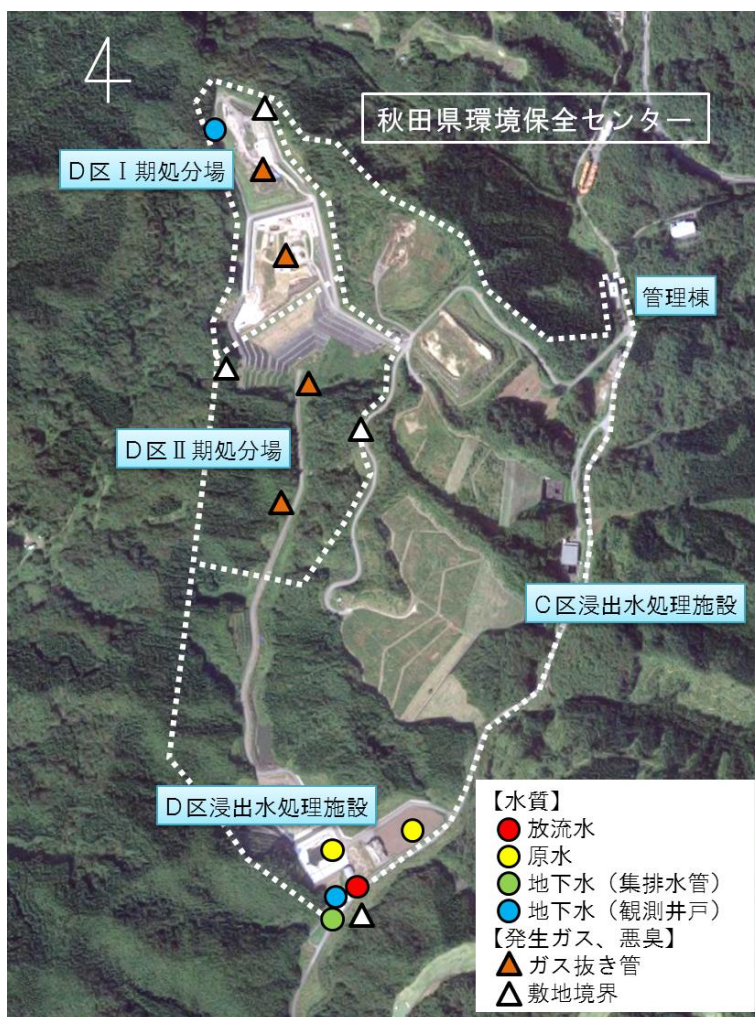
8. 発生ガス及び悪臭の防止に関する事項

- 1) 処分場の外に悪臭が発散するおそれがある場合には、覆土及び防臭剤の散布を行う等の悪臭の防止措置を講じる。
- 2) 発生ガス及び悪臭についてのモニタリングを表－7のとおり実施する。

(図－2モニタリング位置図参照)

表－7 発生ガス及び悪臭のモニタリング項目

区分	調査場所	項目	頻度
発生ガス	ガス抜き管を使用	メタン	年3回
		二酸化炭素	
悪臭	ガス抜き管を使用	特定悪臭22項目（アンモニア、メチルメルカプタン等）、臭気指数	年3回
	敷地境界（4地点）		年3回



図－2 モニタリング位置図

9. その他環境保全に関する事項

1) 衛生害虫等の発生防止

ねずみが生息したり、あるいは蚊、はえその他の害虫が発生するおそれがある場合には、覆土及び薬剤の散布等の措置を講じる。

2) 騒音、振動及び粉じんの防止

廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械により発生する騒音等が周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な措置を講じる。

3) 使用道路の安全確保

搬入業者に講習会や掲示、チラシ等で安全走行を指導するなど、使用道路の安全確保に努める。

4) 法面の保護

法面の保護のため、芝等を植栽し管理を行う。小段排水溝等は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずる。

10. 作業安全管理

1) 処分場内では、作業の安全に配慮し、車両の誘導や指示を的確に行う。

2) 作業従事者に対して、必要に応じて作業の安全に関する教育を行う。

3) 強風時には埋立て作業を中止する。

11. 事故の防止

1) 事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検を実施する。

2) 異常気象時における事故の発生を防止するため、台風、大雨等の際には施設内を巡回するとともに、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講じる。

3) 火災発生の防止に関する事項

火災の発生を防止するために適切に覆土を行うとともに、消火栓を処分場内に設置し、定期的に点検・整備する。

12. 閉鎖・廃止時の措置

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項、第15条の2の6第3項、同規則第5条の5の2、第12条11の2及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(基準省令)に基づき閉鎖・廃止する。

2) 開口部(廃棄物埋立完了面)の閉鎖

埋立処分が終了した埋立地(区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画)は、その表面を50cm以上の厚さの土砂で覆い、敷均し締め固めを行って開口部を閉鎖する。

- 3) 最終処分場は、埋め立てられた廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出水による公共用水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの災害発生の防止のために必要な措置が講じられていることを確認した上で閉鎖・廃止する。
- 4) 上記の閉鎖・廃止に当たっては、次の項目について確認する。
- ① 切土法面、盛土法面、土堰堤等の崩壊防止の措置
 - ② 雨水排水路等の設備の機能
 - ③ 浸出水による公共の水域、地下水の汚染防止の措置
 - ④ 火災発生防止の措置
 - ⑤ 閉鎖・廃止後に問題が生じた場合の責任体制
 - ⑥ ④の措置については、写真又は書類で記録し、処分場廃止後5年間保存する。

1 3. 埋立処分場跡地の管理

埋立処分場跡地については、景観の向上を図るため植栽等を行うなどして緑化に努めることとする。

1 4. 処理施設の設置や維持管理に係る資金の調達方法等

秋田県では、秋田県環境保全センター事業特別会計条例（平成15年3月11日、秋田県条例第十七号）により秋田県環境保全センター事業特別会計を設置している。

この会計においては、使用料、県債、国庫補助金、秋田県環境保全センター維持管理基金及び他会計からの繰入金その他の諸収入をもってその歳入とし、秋田県環境保全センターの整備及び管理に要する費用、県債の償還金及び利子、秋田県環境保全センター維持管理基金及び他会計への繰出金その他の諸支出をもってその歳出としている。

歳入の多くは使用料が占めていることから、必要に応じて使用料の見直しなどを図りながら、施設の適切な維持管理が図られるよう運営を行うこととする。